

議案第 15 号

北名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

北名古屋市長 太田 考則

提案理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が引き上げられることにより、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険条例（平成18年北名古屋市条例第114号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者の出産育児一時金の額について適用し、同日前までに出産した被保険者の出産育児一時金の額については、なお従前の例による。